

粉じん作業のある事業場の衛生管理者必見！

じん肺健康診断結果証明書の見方

粉じん作業に従事する労働者の健康管理は、じん肺が長期にわたり進行する病相であることから、じん肺法による健康管理は、じん肺健康診断の実施、管理区分の決定、管理区分による作業の転換、転換手当の支払い、療養といった順序で進んでいきます。その流れを負いますと、次のようになります。

- ① まず、事業者は、健康診断を実施し、じん肺の所見があると診断された労働者について、そのエックス線写真とじん肺健康診断結果証明書（様式第3号）等を都道府県労働局長に提出します。
- ② 都道府県労働局長は、エックス線写真及びじん肺健康診断結果証明書等が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、じん肺管理区分の決定をします。
- ③ 都道府県労働局長は、じん肺管理区分決定に必要なときは、事業者に対して、新たなエックス線写真の撮影、追加検査をなど求めることがあります。

こうして、次のように**管理一、管理二、管理三イ、管理三口、管理四**の5つのじん肺管理区分が決定されます。

管理一は、じん肺の所見がないと認められるものです。

管理二は、エックス線写真の像が両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められる第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるものです。

管理三イは、エックス線写真の像が両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められる第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるものです。

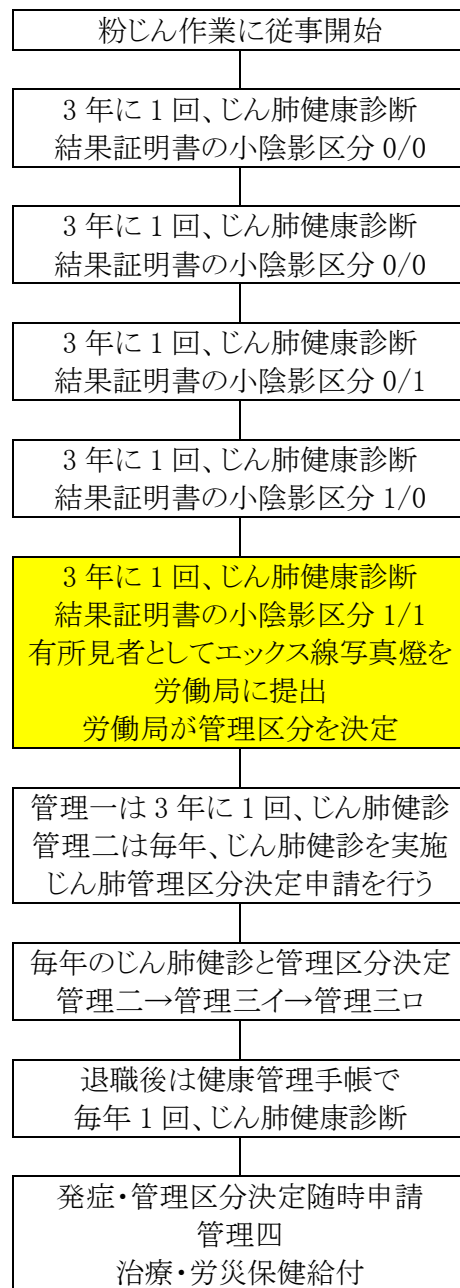
管理三口は、エックス線写真の像が両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められる第三型又は大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下の第四型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるものです。

管理四は、エックス線写真の像が大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超える第四型か、エックス線写真の陰影の型にかかわらず、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるものです。

両肺野にじん肺による陰影があると認められるじん肺管理区分の**管理二**の決定がされた以降は、じん肺有所見者として、毎年、健康診断を実施し、その都度、エックス線写真及びじん肺健康診断結果証明書等を提出して、じん肺管理区分の決定申請を行い、都道府県労働局長の決定に従い健康管理が決まってしまうから、それに従うしかありません。

問題は、じん肺の所見がないと認められる管理区分が管理一の間です。労働者が粉じん作業に従事する間は、何らかの形でじん肺は進行しているのですから、衛生管理者は、これを把握する必要があります。

粉じん作業従事労働者は、三年内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を受けますが、その結果は、じん肺健




康診断結果証明書に記載されます。それは、「エックス線写真による検査」の「4. エックス線写真の像」の記載です。

特に「イ.小陰影の区分」に注目します。

小陰影の区分には、「0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+」の分数のような数字が並んでいますが、医師は、これを選んで○を付けます。この型の区分は、じん肺の種類に応じ対応する標準エックス線フィルムを用い、粒状影の密度に応じて次のように区分されています。

- 0/-……正常構造が特によくみえるもの（普通若い人にみられる。このような所見はあまり多くない。）
- 0/0……じん肺の陰影が認められないもの
- 0/1……じん肺の陰影が認められるが、第 1 型と判定するに至らないもの
- 1/0……第 1 型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第 1 型(1/1)”に至っているとは認められないもの
- 1/1……標準エックス線フィルムの“第 1 型(1/1)”におおむね一致すると判定されるもの
- 1/2……第 1 型と判定するが標準エックス線フィルムの“第 1 型(1/1)”よりは数が多いと認められるもの
- 2/1……第 2 型と判定するが標準エックス線フィルムの“第 2 型(2/2)”よりは数が少ないと認められるもの
- 2/2……標準エックス線フィルムの“第 2 型(2/2)”におおむね一致すると判定されるもの
- 2/3……第 2 型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第 2 型(2/2)”よりは数が多いと認められるもの
- 3/2……第 3 型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第 3 型(3/3)”よりは数が少ないと認められるもの
- 3/3……標準エックス線フィルムの“第 3 型(3/3)”におおむね一致すると判定されるもの
- 3/+……第 3 型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第 3 型(3/3)”よりは数が多いと認められるもの

エックス線写真による検査										
	1. エックス線写真の像 ⅰ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+) <table border="1"> <thead> <tr> <th>像</th> <th>区分</th> <th>タイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒状影</td> <td>/</td> <td>p q r</td> </tr> <tr> <td>不整形陰影</td> <td>/</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	像	区分	タイプ	粒状影	/	p q r	不整形陰影	/	
	像	区分	タイプ							
粒状影	/	p q r								
不整形陰影	/									
2. 撮影年月日 年 月 日 3. 写真番号 4. 撮影条件 KV mAs 増感紙	ⅱ. 大陰影の区分 (A B C) ⅲ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb) 年 月 日 医療機関の名称及び所在地 医師氏名 (印)									
胸部に関する臨床検査										
検査年月日 年 月 日										
自覚症状	呼吸困難 I II III IV V チアノーゼ + - せき + - ばち状指 + - たん + - 副雑音 + - (部位) 心悸亢進 その他									
	他覚所見 その他									
	喫煙歴 なし、やめた、吸っている ()本/日×()年(~)歳									
	年 月 日 医療機関の名称及び所在地 医師氏名 (印)									

これをみると、0/-～1/0までは、じん肺の陰影が認められないか、第 1 型(1/1)”に至っているとは認められないものということになります。1/1 の“第 1 型(1/1)”におおむね一致すると判定されるものから両肺野にじん肺による陰影があると認められる有所見者になります。

そうすると、じん肺法第 12 条に基づき、じん肺の所見があると診断された労働者について、そのエックス線写真及

びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他を都道府県労働局長に提出しなければならないこととなります。

じん肺の所見がない状態から両肺野にじん肺による陰影があると認められるまでに 3 年ごとの健康診断でも長い間に小陰影の区分は 0/0→0/1→1/0→1/1 と進んで行きます。発症までは至りませんが、粉じん曝露し、じん肺が進行していることに留意してください。

不整形陰影区分や大陰影区分のお話は、次の機会にしたいと思います。

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

じん肺健康診断結果証明書									
ふりがな		性別		生年月日		粉じん作業履歴			
氏名		男女		年 月 日		事業場名及び粉じん作業名 期 間 年 数			
住所						現在の事業場に 事業場名 (号) 年月 から 年月 まで 年 月			
事業場		名称		業 種		事業場名 (号) 年月 から 年月 まで 年 月			
事業場所在地						事業場名 (号) 年月 から 年月 まで 年 月			
じん肺の経過		初めてのじん肺有所見の診断		年		事業場名 (号) 年月 から 年月 まで 年 月			
前2回の決定状況		決定年月 年 月		じん肺管理区分		PR		F	
		決定年月 年 月		じん肺管理区分		PR		F	
決定年月		じん肺管理区分		PR		F		粉じん作業に従事した期間の合計	
年 月								年 月	
年 月								粉じん作業名 期 間 年 数 累 計	
年 月								現在の事業場に (号) 年月 から 年月 まで 年 月 年 月	
年 月								(号) 年月 から 年月 まで 年 月 年 月	
年 月								(号) 年月 から 年月 まで 年 月 年 月	
年 月								(号) 年月 から 年月 まで 年 月 年 月	
年 月								(号) 年月 から 年月 まで 年 月 年 月	
年 月								(号) 年月 から 年月 まで 年 月 年 月	
既往歴		肺 結 核		歳		心 臓 疾 患		歳	
		胸 嚢 炎		歳		その他の胸部疾患		歳	
		気 管 支 炎		歳				歳	
		気 管 支 拡 張 症		歳				歳	
		気 管 支 喘 息		歳				歳	
		肺 気 腫		歳				歳	
レントゲン写真による検査		レントゲン写真の像		イ、4像の区分(0/0 0/1 1/0 1/1 2/2 3/3 3/4)		肺 機 能 検 査			
1. 撮影年月日		* 年 月 日		ウ、大陰影の区分(A B C)		1. 身 長 [] m 年 齢 満 [] 歳			
2. 写真番号		[]		エ、付加記載事項(付) (付) (付) (付) (付) (付)		2. 1秒量予測値 [] l 3. 肺活量予測値 [] l			
3. 撮影条件		KV []		年 月 日 医療機関の名称及び所在地		検査年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
増感紙		[]		医師氏名 []		肺 活 量 [] l			
胸部に関する臨床検査		検査年月日 年 月 日		医療機関の名称及び所在地		努 力 肺 活 量 [] l			
呼吸困難		I II III IV		ナ、付加記載事項(付) (付) (付) (付) (付) (付)		1 秒 量 [] l			
せき		+ -		年 月 日 医師氏名 []		1 秒 率 [] %			
たん		+ -		医師氏名 []		% 1 秒 量 [] %			
心拍数		+ -		医師氏名 []		% 肺 活 量 [] %			
その他		+ -		医師氏名 []		検査年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
喫煙歴		なし、やめた、吸っている()本/日×()年(~)歳		医師氏名 []		探 血 の 部 位 []			
合併症に関する検査		検査年月日 年 月 日		医師氏名 []		探血から分析終了までの時間 [] 分			
自覚症状		結核菌 塗抹 + -		医師氏名 []		脈 率 分 圧 [] Torr [] Torr			
		培養 + -		医師氏名 []		炭 酸 ガ ス 分 圧 [] Torr [] Torr			
結核精密検査		撮影法()		医師氏名 []		射 野 気 動 脈 血 酸素 分 圧 較 差 [] Torr [] Torr			
赤血球沉降速度		1時間値 [] mm		医師氏名 []		判 定 F (- + +) 医療機関の名称及び所在地			
フーベルタン反応		[] × []		医師氏名 []		年 月 日 医師氏名 []			
判定		年 月 日		医師氏名 []		医師意見			

備考 第十条第二項の規定によりたんにに関する検査及びレントゲン特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

第二節 じん肺管理区分の決定等

(定期健康診断)

第八条

事業者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。

- 一 常時粉じん作業に従事する労働者(次号に掲げる者を除く。) 三年
 - 二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの 一年
 - 三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 三年
 - 四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理三である労働者(厚生労働省令で定める労働者を除く。) 一年
- 2 前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

エックス線写真の像及びじん肺管理区分)

第四条 じん肺のエックス線写真の像は、次の表の下欄に掲げるところにより、第一型から第四型までに区分するものとする。(表)

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第二型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第三型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	大陰影があると認められるもの

2 粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であつた者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、管理一から管理四までに区分して、この法律の規定により健康管理を行うものとする。

(表)

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理一	じん肺の所見がないと認められるもの
管理二	エックス線写真の像が第一型でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理三	イ エックス線写真の像が第二型でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ エックス線写真の像が第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理四	(1) エックス線写真の像が第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。)と認められるもの
	(2) エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

(事業者によるエックス線写真等の提出)

第十二条

事業者は、第七条から第九条の二までの規定によりじん肺健康診断を行ったとき、又は前条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面が提出されたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、じん肺の所見があると診断された労働者について、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を都道府県労働局長に提出しなければならない。